

## 別紙 1

### 【対象地域】

東北電力株式会社サービスエリア内		
隣接する地域	新潟県	十日町市、魚沼市、中魚沼郡津南町

### 【特別措置の内容】

#### ① 電気料金の支払期日延長

被災されたお客さまの2020年11月（支払期日が12月17日以降となるものに限ります。）、12月および2021年1月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

#### ② 不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金を申し受けません。

#### ③ 工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2021年6月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

また引込線・計量器等の取付位置の変更、臨時電灯・臨時電力の使用、を申し込まれた場合は、諸工料・臨時工事費は申し受けません。

#### ④ 基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年6月末日まで申し受けません。

東北電力株式会社：[https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1217833\\_2558.html](https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1217833_2558.html)

### 〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日 9：00～18：00

（定休日：土曜・日曜・祝日）